

個別避難計画について

1 全体方針

(1) 概要

ア 目的

避難行動要支援者の状況を把握し、避難先や支援者を確保していくことで、避難の実効性を高めていく。

イ 対象者

避難行動要支援者(約 18,000 人)

ウ 内容

避難行動要支援者それぞれの避難先、避難経路及び避難支援等実施者を掲載する。

エ 活用

平素から避難支援者と計画を共有し、災害時は計画を基に避難支援を実施する。

(2) 作成方針

計画作成の優先度が高い(災害時に危険度の高い)方から順次作成を進める。

※主に風水害においてリスクの高い方から作成を進める。

ア 優先度を踏まえた計画づくり

区が優先的に支援する計画を、おおむね令和6年度中までを目途に作成していく。合わせて、「本人・地域記入の個別避難計画」づくりを支援する。

作成パターン	対象者	目標
区が優先的に支援する計画	計画作成の優先度が高いと判断する者	令和6年度中までを目途に作成していく。
本人・地域記入の計画	上記以外	避難行動要支援者全員に対し、作成を支援する。

イ 実効性のある計画づくり

- ・要配慮者・支援者の理解を得ながら、連携して作成を進める。
- ・計画の作成と並行して「避難先」と「避難支援等実施者」を確保する。
- ・庁内外関係者による連絡会議(仮称)を立ち上げる。

(3) 作成の進め方

国の方針を踏まえ、以下のSTEPを繰り返しながら進める。

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5・6	STEP 7
推進体制整備、基本方針検討	対象者を選定(併せて対象者の避難先の検討)	関係者へ説明(関係団体・地域等)	支援者へ説明(協力依頼)	事前調整、個別避難計画作成	訓練等、実効性の確保

2 令和4年度個別避難計画の作成について（予定）

(1) 対象者

風水害におけるリスクが特に高い方について作成する。

対象者		
高齢者	要介護5、かつひとり暮らし等	家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水エリアのうち、水平避難（立ち退き避難）が必要
障がい者	・障がいの程度が重く、移動が困難な方（手帳や障害支援区分、サービスの利用状況等を基に点数化し抽出） ・医療的ケアの必要がある方	

(2) 作成方法

- ア 高齢者(約 600 人)
介護支援専門員への委託
- イ 障がい者(約 500 人)
区職員による作成

(3) 課題

- ア 避難先の確保
福祉避難所の収容人数に限りがあり、避難先の拡充が必要である。
- イ 移送手段の確保
公助、共助による移送支援の仕組みづくりが必要である。

3 実効性を確保するための取組み

(1) 避難先の確保及び整備

- ア 要介護者水害時緊急避難事業(令和4年度)
台風時等でショートステイ等を利用した際の費用を、事業所に補助
- イ 福祉避難所の整備
 - 【高齢者施設】
各施設に情報共有アプリ、段ボールベッド等を配備(令和3・4年度)
 - 【障がい者施設】
医療的ケアが必要な方のために電源を確保(令和3年度)
- ウ 要配慮者スペースの整備(令和3年度)
運営体制の構築及び運営に必要な物品を配備

(2) 支援体制の整備

令和4年度に庁内外関係者による連絡会議(仮称)を計画作成前に立ち上げ、計画作成や避難支援の協力について求めていく。